

青森県報

第千百十九号

令和八年
九月十八日
(金曜日)

令和八年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十六号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(申請書の様式)

第三条 法第二十四条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の申請書、省令第一条第五項の申請書、省令第十八条の四第一項の申請書及び省令第十八条の九第一項の申請書は、知事が別に定める。

第四条から第八条までを削る。

第九条中「第二十六号様式」に次に掲げる書類を添えて」を「第一号様式」により」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第十条を削る。

第十一条第一項中「第二十八号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第二十九号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十二条中「第三十号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十三条中「第三十一号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十四条第一項中「第三十二号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第三十三号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第八条とする。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「保護施設事務費(委託事務費)請求書(第三十六号様式)により」を削り、同条第二項中「第三十七号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第九条とする。

第十七条から第二十二条までを削る。

第二十三条第一項中「の規定」を「又は第七十八条第一項の規定」に、「生活保護法第七十七条の二第一項の徴収金充当申出書(第四十四号様式)」を「知事が別に定める申出書」に改め、同条第二項を削り、同条を第十条とする。

第一号様式から第二十五号様式の三までを削る。

目次

規則

○青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………(健康医療福祉政策課) ……一

○青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同) ……二

○下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……三

告示

○特定第二号漁業者の漁獲・特定養殖共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

公告

○農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造政策課) ……四

○青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所分析機器等移設業務委託に係る一般競争入札……………(畜産課) ……四

教育委員会

○県文化財の指定……………(文化課財) ……七

規則

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

第二十六号様式中「第9条」を「第4条」に改め、同様式を第一号様式とする。
第二十七号様式を削る。

第二十八号様式中「第11条」を「第5条」に改め、同様式を第二号様式とする。

第二十九号様式中「第11条」を「第5条」に改め、同様式を第三号様式とする。

第三十号様式中「第12条」を「第6条」に改め、同様式を第四号様式とする。

第三十一号様式中「第13条」を「第7条」に改め、同様式を第五号様式とする。

第三十二号様式中「第14条」を「第8条」に改め、同様式を第六号様式とする。

第三十三号様式中「第14条」を「第8条」に改め、同様式を第七号様式とする。

第三十四号様式から第三十六号様式までを削る。

第三十七号様式中「(第16条)」を「(第9条)」に、「第16条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を第八号様式とする。

第三十八号様式から第四十五号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

#### 青森県規則第四十七号

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成二十年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（申請書の様式）

第三条 支援法第十四条第四項（支援法第十五条第三項において準用する場合を含む。）

む。）においてその例によるものとされた生活保護法（以下「例による生活保護法」という。）第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の申請書及び支援法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第一条第五項の申請書は、知事が別に定める。

第四条から第八条までを削る。

第九条中「被支援者」の下に「（現に支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）」を加え、「第二十六号様式」に次に掲げる書類を添えて」を「第一号様式」により」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第十条を削る。

第十一条第一項中「第二十八号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項中「第二十九号様式」を「第三号様式」に改め、同条を第五条とする。

第十二条中「第三十号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第六条とする。

第十三条中「第三十一号様式」を「第五号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十四条第一項中「第三十二号様式」を「第六号様式」に改め、同条第二項中「第三十三号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第八条とする。

第十五条を削る。

第十六条第一項中「保護施設事務費（委託事務費）請求書（第三十六号様式）」により」を削り、同条第二項中「第三十七号様式」を「第八号様式」に改め、同条を第九条とする。

第十七条第一項中「第七十七条の二第一項」の下に「又は第七十八条第一項」を加え、「例による生活保護法第七十七条の二第一項の徴収金充当申出書（第三十八号様式）」を「知事が別に定める申出書」に改め、同条第二項を削り、同条を第十条とする。

第一号様式から第二十五号様式の三までを削る。

第二十六号様式中「第9条」を「第4条」に改め、同様式を第一号様式とする。

第二十七号様式を削る。

第二十八号様式中「第11条」を「第5条」に改め、同様式を第二号様式とする。

第二十九号様式中「第11条」を「第5条」に改め、同様式を第三号様式とする。

第三十号様式中「第12条」を「第6条」に改め、同様式を第四号様式とする。

第三十一号様式中「第13条」を「第7条」に改め、同様式を第五号様式とする。

第三十二号様式中「第14条」を「第8条」に改め、同様式を第六号様式とする。

第三十三号様式中「~~第14条~~」を「~~第8条~~」に改め、同様式を第七号様式とする。

第三十四号様式から第三十六号様式までを削る。

第三十七号様式中「~~（第16条）~~」を「~~（第9条）~~」に、「~~第16条第2項）~~」を「~~第9条第2項）~~」に改め、同様式を第八号様式とする。

第三十八号様式及び第三十九号様式を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮下宗一郎

## 青森県規則第四十八号

下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則

下水道事業の業務に係る賠償責任を有する補助職員を指定する規則（令和二年三月青森県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

「第二百四十三條の二の八第一項後段」を「第二百四十三條の二の九第二項後段」に改める。

附  
則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

告

## 示

青森県告示第四百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する

要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮下宗一郎

| 発起人の住所及び氏名（名称）                                                    | 区                       | 域                       | 区分                                                       |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------|
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一の一<br>五十嵐 禎史<br>西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一〇七の二<br>大川 清光 | 新深浦町第一区                 | 新深浦町第一区                 | 内水面以外の水面において網漁具を水深二十メートル以上の水中に定置して主としてたい及ぶおりをとる漁業及び底建網漁業 |
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一八<br>五十嵐 章                                      | 比内町大字北金ヶ沢字塩見形一八         | 比内町大字北金ヶ沢字塩見形一八         | 底建網漁業と総トン数十トン未満の漁船により行う漁業を併せ営む漁業                         |
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の六<br>伊藤 鉄雄                                   | 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の六  | 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の六  | 小型定置漁業及び小型定置漁業と底建網漁業を併せ営む漁業                              |
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一八<br>大川 公則                                  | 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一八 | 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六の一八 |                                                          |
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一二二の一<br>吉田 貞四                                   | 新深浦町第二区                 | 新深浦町第二区                 | 底建網漁業                                                    |
| 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形一〇五の一<br>吉田 大介                                   | 新深浦町第二区                 | 新深浦町第二区                 |                                                          |

公

告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和八年九月十八日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

○農用地利用集積等促進計画（売買）

| 所有権の移転を受ける者 |         | 所有権の移転を受ける土地 |         |     |             |
|-------------|---------|--------------|---------|-----|-------------|
| 氏名又は名称      | 住所又は所在地 | 市町村          | 大字      | 字   | 番地          |
| 飯塚 仁        | 青森市     | 青森市          | 金浜      | 稲田  | 212番        |
| 横嶋 優次       | 青森市     | 青森市          | 浪岡大字五本松 | 大板橋 | 118番2<br>27 |
| 横嶋 優次       | 青森市     | 青森市          | 浪岡大字五本松 | 平野  | 204番1<br>2  |
| 富士 明宏       | 青森市     | 青森市          | 浪岡大字吉野田 | 吉野  | 927番        |
| 富士 明宏       | 青森市     | 青森市          | 浪岡大字吉野田 | 吉野  | 906番1       |
| 阿保 峰雄       | 弘前市     | 青森市          | 浪岡大字吉野田 | 盛沢  | 170番        |
| 常田 良彦       | 青森市     | 青森市          | 浪岡大字北中野 | 北畠  | 301番        |
| 常田 良彦       | 青森市     | 青森市          | 浪岡大字北中野 | 北畠  | 302番        |

|       |        |        |         |     |            |          |
|-------|--------|--------|---------|-----|------------|----------|
| 常田 良彦 | 青森市    | 青森市    | 浪岡大字北中野 | 北畠  | 304番       |          |
| 常田 良彦 | 青森市    | 青森市    | 浪岡大字北中野 | 北畠  | 307番       |          |
| 常田 良彦 | 青森市    | 青森市    | 浪岡大字北中野 | 北畠  | 308番       |          |
| 常田 良彦 | 青森市    | 青森市    | 浪岡大字北中野 | 北畠  | 309番       |          |
| 工藤 英順 | 青森市    | 青森市    | 浪岡大字杉沢  | 小板橋 | 7番         |          |
| 田中 貴大 | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町 | 鶴喰      | 若宮下 | 100番       |          |
| 金沢 健一 | 上北郡六戸町 | 上北郡六戸町 | 大落瀬     | 権現沢 | 54番15<br>6 | ほか5<br>筆 |

青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所分析機器等移設業務委託に係る

一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和八年九月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 一般競争入札に付する事項

- 業務名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所分析機器等移設業務委託

- 履行期限 令和九年三月三十一日

- 業務の概要 現庁舎から新庁舎への分析機器等の移設

廃棄物品の現庁舎屋外への搬出

※詳細は入札説明書による。

## 二 入札に参加する者に必要な資格

### 単独企業の場合

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までに、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の承認を受けている者を除く）でないこと。
- 4 令和八年五月二十七日青森県告示第三百三十一号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、役務の提供を受ける契約において、業種「X〇一」（引越・貨物運送）について入札の日までにAの等級に格付された者であること。  
なお、格付されていない者が入札に参加しようとする場合は、入札説明書の別紙一に定める書類を提出し、当該規定のAの等級と同等であると認められる必要がある。
- 5 医療機器修理業の許可（青森県）を有していること。
- 6 過去五年以内に、同等の業務（精密機器の移設）を一件以上履行した実績があること。（契約金額一千万円以上）
- 7 県が示した仕様書に沿って当該業務を履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 8 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。  
共同企業体を構成する場合
- 1 各構成員が、「単独企業の場合」の1から3までの要件を満たしていること。
- 2 構成員の一者以上が、「単独企業の場合」の4から6までの要件を満たしていること。
- 3 県が示した仕様書に沿って当該業務を履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- 4 各構成員が、本件入札に参加する単独企業または他の共同企業体の構成員でないこと。
- 5 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

## 6 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

### ① 目的

### ② 名称

### ③ 事業所の所在地

### ④ 成立の時期及び解散の時期

### ⑤ 構成員の住所及び名称

### ⑥ 代表者の名称

### ⑦ 代表者の権限

### ⑧ 構成員の出資の割合

### ⑨ 運営委員会

### ⑩ 構成員の責任

### ⑪ 取引金融機関

### ⑫ 決算

### ⑬ 利益金の配当の割合

### ⑭ 欠損金の負担の割合

### ⑮ 権利義務の譲渡の制限

### ⑯ 業務途中における構成員の脱退に対する措置

### ⑰ 構成員の除名

### ⑱ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

### ⑲ 解散後の契約不適合責任

### ⑳ その他必要な事項

## 三 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県農林水産部畜産課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。
- 2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- 3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

## 4 提出期限

令和八年十月十五日 午後五時

## 5 提出場所

青森市長島一丁目の一  
青森県農林水産部畜産課企画管理グループ  
電話 〇一七—七三四—九四九五

## 6 提出部数 一部

## 四 入札及び開札に関する事項

## 1 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎東棟五階五三八会議室  
令和八年十月三十日 午前十一時

## 2 入札説明書の交付場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県農林水産部畜産課企画管理グループ  
電話 〇一七—七三四—九四九五

## 五 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

## 六 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

## 七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

## 八 落札者の決定方法

申請書及び関係資料を提出し、二に定める必要な資格を満たしていると認められた者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 九 入札説明書等の交付方法

令和八年九月十八日より、青森県庁ホームページ（[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan/relocation\\_kamikita\\_nyusatsu.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan/relocation_kamikita_nyusatsu.html)）から入手すると。

## 十 その他

## 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

## 4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## SUMMARY

## 1 Subject matter of the contract:

Relocation of analytical equipment from the Central Livestock Hygiene Service Center, Kamikita Agriculture, Forestry, and Fisheries Office, Aomori Prefectural Government

## 2 Time limit for tender:

11:00 a.m. October 30, 2026.

## 3 Contact point for the notice:

Livestock Division  
Department of Agriculture, Forestry, and Fisheries  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima Aomori City,  
Aomori 030-8570 Japan  
TEL: 017-734-9495

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第九号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものについて、県重宝に指定する。

令和八年九月十八日

青森県教育委員会

| 種 別 | 名 称                     | 員 数 | 所 在 地       | 所 有 者       |
|-----|-------------------------|-----|-------------|-------------|
| 県重宝 | 絹本墨画淡彩返魂香之図<br>附 箱、游魂図説 | 一幅  | 弘前市大字坂元字山元一 | 宗教法人<br>久渡寺 |

|                                         |                  |
|-----------------------------------------|------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>青森県号        |                  |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目一番七<br>東奥印刷株式会社 |                  |
| 毎週月・水・金曜日発行                             | 定価小口一枚二付二十四円九十五銭 |